

1. 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針

当金庫は、中小企業金融円滑化法の施行に伴い、当金庫の金融円滑化管理方針及び地域金融円滑化のための基本方針を制定しました。

金融円滑化管理方針

(目的)

第1条 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、本方針を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「金融円滑化」とは、以下の(1)から(5)をいい、「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいう。

- (1)顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
- (2)顧客の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
- (3)与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保
- (4)顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施することの確保
- (5)その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保

(管理体制)

第3条 金融円滑化管理に関する方針を定めた本方針を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、「金融円滑化管理責任者」を選任するほか、理事会、金融円滑化推進会議及び金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定する。

(体制整備)

第4条

金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門（融資部及び企業支援部）は、定期的または必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行う。

- 2．金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート等管理責任者は連携して顧客保護を図るための取組みを行う。
- 3．顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、企業支援部相談支援課を担当部署と定める。
- 4．顧客の事業価値を適切に見極めるための能力（以下「目利き能力」という）の向上のため、人事部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施する。
- 5．債務者からの貸付条件の変更等の申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図る。
- 6．債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図る。

（方針の改廃）

第5条 本方針の改廃は、理事会の決議による。

（付則）

平成22年2月 1日 施行。

平成25年5月13日 改正。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業及び個人のお客様に必要な資金を円滑に供給し、地域経済の発展に全力で取り組んでおります。

当方針はホームページ上で既に開示しております。